

埼玉県東南部地域における放射線量低減のための方針等について

1 策定の経緯

草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町で構成する、埼玉県東南部地域放射線対策協議会（以下「協議会」という。）では、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染の対処に関し、住民の不安を一日でも早く解消するため、国際放射線防護委員会（ICRP）の2007年基本勧告及び原子力安全委員会の考え方にとり、放射線量低減を実現するための方針等を次のとおりとします。

2 方 針

（1）基本的な考え方

協議会では、放射性物質の影響から住民の健康と安全を守るため、放射線量を低減させる対策等を行い、住民の安全・安心な生活環境の確保を目指します。

（2）放射線量の目標

協議会では、推定される年間追加被ばく線量※を1ミリシーベルト以下とすることを目指します。

（3）低減対策の目安

低減対策を行う目安は、地表面から1メートルの空間放射線量が、毎時0.23マイクロシーベルト以上とします。

（4）費用負担等

協議会では、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射線対策について、国及び東京電力株式会社の責任において行うべきものと考え、住民の安全・安心を確保するために実施した放射線量等の測定及び除染等に係る費用は、国及び東京電力株式会社に負担を求めるものとします。

この方針に基づき、小中学校、保育所（園）、公園など子どもが多く利用する施設について、空間放射線量の測定を行うこととします。また、農作物、給食、水道水などについても、放射性物質濃度の測定を行うこととします。

これらの測定により、安全性を確認するとともに、放射線量低減のための対策を実施してまいります。

※「追加被ばく線量」とは、自然被ばく線量及び医療被ばくを除いた被ばく線量を指すものとする。

放射線量低減のための主な対策

協議会は、専門家の助言等を受け、放射線量等の測定や除染などの放射線量低減対策について継続的に実施してまいります。さらに、環境省の「除染関係ガイドライン」に基づき、取り組んでまいります。なお、対策の内容については、全ての市町で統一して実施するものでなく、個別の状況等を踏まえ、各市町の判断により独自の対策を実施できるものとします。

1 測定に関する取り組み

(1) 空間放射線量の測定

小中学校、保育所（園）、公園など子どもが多く利用する施設より、順次、各市町において空間放射線量の測定を行います。

(2) 放射性物質濃度の測定

農産物、給食、水道水などについては、埼玉県又は各市町等において放射性物質濃度の測定を行います。

2 放射線量等低減に関する取り組み

(1) 公共施設について

低減対策の目安に従い、次の対策を行います。

①小中学校、保育所（園）校庭などの除草作業、表土除去、側溝清掃などを行います。また、砂場の砂については、入れ替えを行います。

②公園

公園内の除草、集草作業、遊具下や広場等の表土除去などを行います。また、砂場の砂については、入れ替えを行います。

③その他の公共施設

施設内の除草作業、表土除去、側溝清掃など行います。

(2) 農産物等について

①農産物

埼玉県が実施した測定などを参考とし、さらに国等の関係機関からの情報収集に努めます。

②給食

出荷停止された食材が混入しないように、発注、納品時の確認を行うとともに、放射性物質濃度の測定を行い、安全・安心な給食の提供を行います。

③水道水

埼玉県や水道管理者が必要の都度、放射性物質濃度の測定を行い、安全・安心な水道水の提供を行います。

3 情報提供に関する取り組み

(1) 住民への情報提供

空間放射線量や放射性物質濃度の測定結果について、広報紙、ホームページ等により随時公表していくとともに、放射線の正しい知識等の情報を提供します。

(2) 講演会の開催

協議会の放射線専門家による講演会を開催し、住民の理解と協力をいただけるよう努めます。